

【 問題 1 / 三択択一式 】 各3点×10題 30点(15分)

- | | | | | |
|------|------|------|------|-------|
| 1. B | 2. B | 3. C | 4. B | 5. C |
| 6. A | 7. C | 8. C | 9. B | 10. B |

1. 正解はB。EU側譲許表は、EUのTARICコードに基づいて作成されている。
2. 正解はB。最初の削減は日EU・EPAの発効日である2019年2月1日におこなわれる。
3. 正解はC。日EU・EPAではB●は、●+1回の毎年均等な関税引き下げにより●+1年目に関税撤廃されることを示す。尚、CPTPPではB●は、●回の毎年均等な関税引き下げにより●年目に関税撤廃されることを示す。
4. 正解はB。関税削減は、1回目が5%、2回目が3.4%、3回目が1.7%となり、4回目に撤廃(Free)となる。
5. 正解はC。計算式は $(75-30)/75 \times 100 = 60\%$ となる。
6. 正解はA。M3は5.の結果によりPSR(RVC55)を充足している。よって、ロールアップを適用できる。
7. 正解はC。計算式は $(200-60)/200 \times 100 = 70\%$ 。M3はロールアップにより\$75すべてを原産品とカウントできる。
8. 正解はC。日EU・EPAでは産品が同一であれば12か月以内に限り、複数の輸送に使用が可能である。
9. 正解はB。A)はA、C)はC-2(またはC,2)で表す。
10. 正解はB。自己証明制度では、「輸出者によって作成された原産地に関する申告文」に基づく申請と「輸入者の知識」に基づく申請のいずれかを選択することができる。導入されている原産地証明制度は、自己証明制度だけであるためA)は誤り。協定上の記録の保管義務で、輸出者は、輸出日からではなく、原産地に関する申告文を作成した日から最低4年間の保管義務あるため、C)は誤り。

【 問題 2 / 三択択一式 】 各 3 点×3 題 9 点 (8 分)

1. A 2. C 3. C

1. 正解は A。タイは現時点(2021 年 12 月)で EU との FTA を締結していないのでアセアン対角累積を適用できない。EU と FTA 締結したアセアン国とは対角累積が可能である。
2. 正解は C。室内ユニット・室外ユニットのカバーは関税分類が 8415 であり中国製のため A)は誤り。B)の RVC40 については、 $(1350-490)/1350=63.7\%$ となり RVC40 を満たしているのが誤り。CTH 条件を満たさないカバー (8415) の中国製の部品の合計は\$60 であり、FOB の\$1350 の 10%以内に収まっているため許容限度規定を活用できるので C)は正しい。
3. 正解は C。EIF は即時撤廃を意味する。B)の CTSH は関税番号の上 6 桁の変更をもって関税番号変更基準を満たすことを意味するが、すべての非原産材料は上 6 桁が異なっているため正しい。CTH 基準であれば満たしていない為、救済措置としてデミニマスを利用することにより辛うじて原産地基準を満たすといえるが、CTSH ではデミニマスを活用しなくても関税分類変更基準を満たしているため、C)の説明は誤り。

【 問題 3 / 三択択一式 】 各 2 点×8 題 16 点 (12 分)

1. C 2. A 3. B 4. A
5. A 6. C 7. B 8. A

1. 正解は C。日英 EPA は、2021 年 1 月 1 日に発効した。日米貿易協定は、2020 年 1 月 1 日に発効した。RCEP は 2020 年 11 月 15 日に署名されたが、2021 年 12 月現在まだ発効していない (2022 年 1 月 1 日発行予定)。
2. 正解は A。インドは RCEP から離脱している。また、CPTPP には当初から加盟していない。
3. 正解は B。ブルネイはアセアン加盟国であり、CPTPP にも加盟している。タイはアセアン加盟国であるが、CPTPP には加盟していない。日本はオーストラリアと二国間 EPA を締結済みであるが、ニュージーランドとは二国間 EPA はなく、CPTPP が初めての EPA となる。
4. 正解は A。ASEAN は日本、中国、韓国、インド、豪州 NZ、香港の 6 か国と FTA を締結しており、EU とは未締結である。

5. 正解は A。関税の撤廃は譲許表に基づいて行われるが、自主的な関税撤廃の繰り上げは認められる。B).CPTPP は日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、シンガポール、ベトナム、そしてペルー（2021年9月発効）の8か国のみで発効しており、他の国では国内手続きが遅れているので正しい。C) の CPTPP や日EU・EPA、日米貿易協定ではセーフガードや関税割当が許されており正しい。
6. 正解は C。見直しを行う品目は「S」で表記する。EU 側譲許表に「R5（一★%）」等はあるが「R」と言うのは無い。A). 地理的表示保護は、知的財産の章で導入されており、製品の呼称が相手国でも保護されるので正しい。B). 発効段階で即時撤廃されるのは従価税の部分で、従量税は維持されるので正しい。
7. 正解は B。日米貿易協定では、条文規定はないが、協定原産の考えに基づき相手国の原産品と生産行為の累積は認められているので B) が間違い。A)。HTS は 8 桁で構成されている（統計用に更に 2 桁の Suffix がつけられることがある）。C). 第三国で積替えは行われても通し船荷証券等が発行されていれば原産性は確保されるので正しい。
8. 正解は A。この制度はキャッチアップという。B) .の拡張累積の規定が導入されている説明内容は正しい。C).原産地証明制度として自己申告制度のみが導入されており正しい。

【 問題 4 / 三択択一式 】 各 3 点×15 題 45 点 (25 分)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. C | 2. B | 3. A | 4. B | 5. C |
| 6. A | 7. B | 8. C | 9. C | 10. B |
| 11. B | 12. A | 13. B | 14. C | 15. A |

1. 正解は C。図表一番下の欄で CPTPP での実施区分は B3 となっており 3 年目(2020 年 1 月～)に関税撤廃される。
2. 正解は B である。2018 年と 2019 年の関税率を参考に段階的に均等に関税が削減されるところから逆算すると選択肢からは 59%となる。 $39.3\% + 19.6\% = 58.9 \approx 59\%$ 。
3. 正解は A。CPTPP のベトナムの年度は暦年による。
4. 正解は B。AJCEP の譲許表は、インドネシアとマレーシアが暦年、その他の参加国は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで適用される。
5. 正解は C。関税率の変更のタイミングは AJCEP と VJEPa は 4 月 1 日、CPTPP は 1 月 1 日である。よって、2019 年 1 月 1 日の関税率は、AJCEP は 2018 年の欄(20%)

を、VJEPA も 2018 年の欄(6%)を、CPTPP は 2019 年の欄 (19.6%) を比較することになる。よって、最も高い関税率は 20%の AJCEP となる。

6. 正解は A。 (i)に発効日(2018 年 12 月 30 日)より関税率が 20%削減されると記載されている。
7. 正解は B。 2 年~6 年目に (均等 1/5 ずつ、合計 5 回) に関税引き下げが行われ、6 年目に関税が撤廃される。2019 年 4 月 1 日が 2 年目となり、6 年目は 2023 年 4 月 1 日となる。
8. 正解は C。 ラベルの貼付作業で認められるのは、輸入締結国の要求に基づく場合のみであるため C) は誤り。
9. 正解は C。 3 つともすべて非締結国の領域においても認められている作業である。
10. 正解は B。 綿製品の域内生産要件はヤーンフォワードである。よって、域外国である中国製の繊維をしようしても、糸を紡ぐ工程以降が CPTPP の域内国での生産であれば原産性は確保できる。ベトナムは CPTPP の加盟国のため、B)は正しい。中国とタイは CPTPP 非締結国のため A)と C)は誤り。
11. 正解は B。 羊毛糸はヤーンフォワードのため、CPTPP 域外国の英国の羊毛であっても原産性は確保できる。綿糸はファイバーフォワードであるため、原綿繊維(ファイバー)が CPTPP 域内国でないと原産性は確保できない。絹糸はヤーンフォワードであるため、中国原産の絹繊維(ファイバー)であっても、ベトナムで絹糸(ヤーン)として紡いでいれば原産性は確保できる。
12. 正解は A。 輸入品目の価額は CIF をベースとする。
13. 正解は B。 混合材料 M3 は、 $(400-200)/400 \times 100=50\%$ により PSR (RVC55) を満足していない。しかし、日 EU EPA で認められているトレーシングを使用することにより、 $(1000-200-200)/1000 \times 100=60\%$ となり、PSR を満たす。
14. 正解は C。 純費用方式も重点価額方式とともに日本が締結する EPA では唯一 CPTPP で採用されている方式で A) は正しい。 B) も正しい。 計算式は、 $\{ (FOB - FVNM) \div FOB \} \times 100 \geq \text{閾値}$ となる。
15. 正解は A。 加工工程基準は化学品でも使用される。 完全累積制度も導入されているので B)は正しい。 日本を含め複数国で関税割当制度を導入しているのも C)は正しい。